

第3回 滋賀県原子力防災専門委員会 会議録

日 時

平成24年10月30日(火) 14:30~16:30

場 所

厚生会館別館4階大会議室

議 題

- (1) 原子力安全対策における連携協力体制の法定化について
- (2) 大飯発電所における安全対策の現地確認結果について(報告)

出席者

<委員>

太田 直子 たかしま災害ボランティアネットワークなまず
高橋 知之 京都大学原子炉実験所准教授
寺川 和良 福井工業大学教授
平川 秀幸 大阪大学コミュニケーション・デザインセンター准教授
牧 紀 男 京都大学防災研究所巨大災害研究センター准教授

<滋賀県(事務局)>

嘉田由紀子 知事
東 清信 知事公室長
小笠原俊明 防災危機管理監
小椋 正清 理事員
土屋 薫 管理監
辻井 弘子 防災危機管理局副局長
田中 弘明 防災危機管理局主席参事

1 開 会

【防災危機管理局 辻井副局長】

(1) 知事あいさつ

【知 事】

各委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席賜り、ありがとうございます。

去る9月19日には、ようやく国の原子力規制委員会が発足いたしました。現在、原子

力災害対策指針づくりなどを進めていただいています。

今後は原子力発電所に関する新しい安全基準など来夏をめどに検討され、必要な防災対策の基準なども明確になってくるであろうと期待をしております。

また、来月初めには、全国の原子力発電所における破砕帯調査の第一弾といたしまして、大飯発電所の現地調査が実施される予定でございます。

何よりも、原子力規制委員会の田中委員長が、「防災対策ができていない状態での原発再稼働はあり得ない」との見解を示しておられます。その方針を堅持し、プラントの安全性だけでなく、防災対策を含めた多重の安全対策を確実に講じていただけることを期待したいと思っております。

そのような中で、県といたしましては、長浜市・高島市とともに、安全協定の締結に向け原子力事業者と協議を再開いたしました。

これまで立地県を中心に長い歴史の中で積み上げてこられた安全協定の枠組みの中に、新たに参入していくことの難しさを改めて、私ども肌で感じております。

特に、国策である原発に対する備えは、地元自治体と事業者の自主的な取組であります、いわば紳士協定としての安全協定に任せておくということは、国のスタンスとして根本的に問題があると考えております。

県民の安全・安心、また近畿・関西圏の重要な水源であります琵琶湖をお預かりする滋賀県といたしましては、まずは安全協定の早期締結に向け最大限努力をすることは重要ですが、その一方で、将来のあるべき姿として、国・事業者と地方自治体を含む地域での連携協力体制を法定化するという国に訴えていく必要があると考えております。

さて、そのような中で、9月に開催いたしました前回の委員会では、東京大学大学院教授の城山英明さんしろやまひであき、また、9月19日の原子力規制庁発足後、同庁の原子力地域安全総括官を務めておられます黒木慶英さんくろきよしひでのお二人をお迎えし、フランスの地域情報委員会制度と日本における同様の仕組みづくりについて、ご議論いただきました。

県では、その後、皆さまからいただきましたご意見を踏まえながら、原子力安全対策における連携協力関係の法定化や地域情報委員会的な地域連携のための組織の設置について、国に政策提案を行うための準備を進めてまいりました。

本日は、11月に予定しております国への政策提案を前に、提案内容に具体的な肉付けをするためにお知恵をいただきたいと考えております。

本日のご議論、よろしく願います。

今回の政府提案は、滋賀県という立場にとどまらず、一地方自治体ではなく、日本の原子力安全管理体制のあるべき姿について、より普遍的な問題提起もさせていただくものでございます。1つの地方自治体が担うには、大きな課題と思われるふしもあるかもしれませんが、私どもは、日本の原子力安全対策の透明性を高め、国民の不安を少しでも解消し

ていくために、人々の生活現場に近い場所で仕事をしている地方自治体だからこそ、また、万一のときに環境破壊がどうなるのか、衣食、生活の基盤としての環境保全の現場に近い地方自治体だからこそ、提案できることがあると考えております。

委員の皆さまには、ぜひともミクロな現場からの視点、プラス、大きな視点でご議論をいただければと思います。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

【 辻井副局長 】

配布資料確認

【 牧委員長 】

それでは、お手元の次第に基づきまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の委員会の議事ですが、前回、フランスの地域情報委員会について議論いただきましたが、こういった内容を踏まえて、国、事業者、そして自治体の連携協力体制の確立のために法定化すべき具体的な項目の内容であるとか、日本版C L Iと呼んでいいのか、名前はまだ決まっていますが、その方向性について、皆さまのご意見をお伺いして、先ほど知事もおっしゃっていましたように、11月に予定されている県の国への政策提案の考え方を整理するという趣旨で開催をさせていただきたいと思います。

それから重ねまして、10月16日に京都府と合同で実施しました大飯原発の安全対策の実施確認について、私と本日は残念ながらご欠席でございますが、竹田委員が本委員会を代表して参加してまいりましたので、その結果についてご報告を申し上げたいと思います。

それではまず、議題1「原子力安全対策における連携協力体制の法定化」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

2 議事

(1) 原子力安全対策における連携協力体制の法定化について

【防災危機管理局 田中主席参事】

それでは、私のほうから資料に沿いまして、論点整理の部分を説明させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

資料1をご覧ください。

この資料は「連携協力関係の確立」についての論点整理をした資料でございます。

1頁ですが、最初に課題を3点書いておりまして、大きな2番で(1)～(3)まで3点に分けまして、論点整理をしております。

まず課題の(1)ですが、原子力安全対策は、1つにはプラントの安全性、さらには津波や地震対策としての地域条件、それから事故発生時の対策として危機管理体制の確立、

それから一番地方自治体で行うべき、防災体制・避難行動計画の充実といった4点を推進する必要があると考えております。

それから(2)として法令に基づく手続きですが、現状におきましては、原子力災害対策特別措置法第10条によります異常事象発生時の通報等に限られておりまして、平常時の報告は、事業者との安全協定によりまして個別に対応しているという状況です。

それから、規制当局である国との間で情報共有を図るような制度はないというのが、現状です。

このような課題を受けて、11月に実施を予定しております政府提案という形で、国に提案をしていきたいと考えております。

次に論点整理ですが、まず、国との連携協力関係を考える必要があると考えております。

これまで明確なルールがございませんでしたので、任意に行っております情報共有の取組や新たに求めていくべき項目を整理していく必要があると考えます。ポイントとして、平常時・異常時における情報共有のあり方、原子力政策に対する地方意見の反映方法、住民向け広報における連携、環境モニタリングでの役割分担といったところを、主に考えていく必要があると思っております。

それから、(2)の事業者との連携協力関係です。

各地の安全協定で個別に取り決めております内容を、個別にバラバラにやるのではなくて、統一ルールとしてルール化すべきではないかと考えます。

特に、安全協定の中の規制に属する事項につきまして、今後も地方公共団体が一定の役割を担うべきかについて考え方を整理する必要があると考えております。

主なポイントとして、規制に属する項目について、今後も地方公共団体の役割として残すべきものなのか、国の役割とすべきものなのか。あるいは、平常時・異常時における情報共有のあり方、原子力発電事業に対する地方の意見聴取、住民向け広報における連携、環境モニタリングでの役割分担といったところを視野に考えていく必要があるのではないかなと思います。

その下には、一覧表で～の項目が並んでおりますが、これは現在、安全協定を立地県、あるいは隣接府県、市町村の状況は入れておりませんが、県単位で考えたときに、例えば、関係法令の順守であるとか、測定関連であるとか、核燃料等の輸送に関する事前連絡といった、このような項目をどの程度の自治体が安全協定に盛り込んでいるかというものでございます。

この表で見ますと、関係法令の順守、測定関連、通報連絡・報告、立入調査・確認、事前了解・協議、措置の要求といった項目は、ほとんどの道府県で盛り込まれています。

その下に2つございます。1つ目の印は一覧表にゴシックで記載している部分は、規制に属する項目を指しているということでございます。それから2つ目の印は、先ほども説明しましたように、市町村に係る協定の状況は考慮しておりません。

そして、矢印でございます。地方公共団体が、規制に属する権限を担う場合には、専門職員の配置や研修の充実といったことが必要になってきます。1つの例として()書き

に書いておりますが、福井県ですと 22 名の専門職員がおられますし、愛媛県では 14 名、新潟県では 6 名の専門職員がおられます。このように専門職員に配置も考慮しないとイケないということもございます。

それから（3）です。地域連携協力体制の担い手として、例えば、フランスの地域情報委員会のような組織を考える場合に、どのような組み立てがよいのかというところまでご議論をいただければ、視点の 1 つになるかなと思います。

1 つには、関係道府県ごとに設置したほうがいいのか、あるいはもう少し広域の部分で進めていくほうがいいのか、という視点の部分と、国や原子力事業者をそれぞれ独立させて、連携の部分は別組織としてやっていくほうがいいのか、あるいは連携協力という観点からいきますと、国や事業者も含めて 1 つの枠組みの中に入れてしまったほうがいいのか、という、このような視点もご議論の中に加えていただければ、ありがたいなと思います。

本日につきましては、政府提案に向けまして、組織のあり方論として、ご意見をいただければと考えております。

3 頁以降につきましては、今、ご説明申し上げました内容を図式化したものです。

3 頁のつきましては、日本における原子力安全管理体制の現状というものを示したものです。左に国があって、その下に原子力事業者を記載しております。この間には、電気事業法や原子炉等規制法によりまして、規制の関係があります。右側の立地自治体・周辺自治体につきましては、国との関係では、原子力災害対策特別措置法に基づく特定事象の通報義務がございます。そして、原子力事業者と自治体の間には、安全協定があり、立地と隣接で内容が違うものがあるということです。

それから、住民と地方自治体が情報交換であるとか意見交換をしているという現状であります。

次に 4 頁ですが、これが連携協力体制の法定化ということになりますと、3 頁の図と形はほぼ同じなんですが、立地自治体と周辺自治体が地域情報委員会のような組織をつくることといたしまして、その組織と国間で S P E E D I 等の情報を共有することを法定化するのであるとか、事業者との間の安全協定を法定化していくとか、いったことも視野に入れられるのではないかと考えてございます。

そして 5 頁ですが、先ほど少し問題提起させていただきましたが、日本版地域情報委員会のイメージとして、設置区域についてどう考えればいいのか。案の 1 は、立地自治体、周辺自治体、住民・関係団体等、有識者の皆さんが 1 つの枠の中に入って、大きな視点での広域的な組織がいいのか、あるいは案の 2 のように、自治体ごとに少し小さな組織として設置したほうが効率的なのか、といった観点でのご意見をいただければと考えております。

それから 6 頁でございます。こちらは少し切り口を変えまして、案の 1 は、国・事業者とは別組織で考えたほうがいいのか。国、事業者、日本版地域情報委員会がお互いに牽制作用をもつような組織がいいのか、あるいは案の 2 のように、国、事業者、自治体が 1 つの委員会の中に入って、お互いに情報交換なり、情報共有をするというイメージのほうがいいのかといったところを論点にさせていただければと思ひ、資料を作成しました。

以下、参考資料をお出しさせていただいておりますので、どうぞ、よろしく申し上げます。

【牧委員長】

ありがとうございました。

それでは議論に移りたいと思います。

まず、論点を大きく3つお示しをいただいております。まずはその3つについて議論をするということによろしいでしょうか。他に論点が出てまいりましたら、その都度追加をさせていただくということで、順番に1番から議論をさせていただきたいと思います。

まずは、国との連携協力関係ということで、主なポイントが挙げられておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

一番最初の議論のときに、原子力規制委員会の公平性・中立性ということについて、京都府、滋賀県からの提言というのがございましたけれども、それが担保されているという前提での議論と考えてもいいんでしょうか。

国との連携関係をつくるということなんですが、国自体を信頼できないということではいけないのであって、国自体の公平・中立が保証されるということがまずは基本だと思うのですが、この点については、今回の論点整理には書かれていないんですが、それはありきということで議論をするということによろしいでしょうか。

【寺川委員】

全般的なことで、「連携協力」ということなんですが、1つ抜けている視点が、いわゆる立地自治体からみた連携というのが欠けているんじゃないかと思います。

安全協定などについても記載されているんですが、もともと安全協定そのものが、いわゆる異常時の連絡を主として結ばれてきたものではないということで、あくまでも環境への、通常運転時の環境放射能の影響および温排水の影響を主体として、最初つくられてきたというのが実態です。

地元での国との連携、事業者との連携といった場合には、まず通常運転時に、自分たちにどういう影響があるかということが第一の観点としてあるということが、全般的に抜けておられるのではないかと思います。

それから、国との連携協力ですが、もう1つ大事なことが抜けているのは、いわゆる緊急事態、原子力防災に関する情報共有というのが逆に一番なされていないんです。国のところに、IAEAなどからいろんな報告書が来るんですが、内容は全部英語です。その情報が地方自治体や一般住民に十分伝わっていないというのが一番の問題点なので、国のほうでは当然訳しておられるので、そういう情報をしっかりと出していただくということが一番重要ではないかと思います。

【高橋委員】

私も全般的なところで整理が必要かなと思う点ですが、「平常時における規制活動等の情

報共有」と「異常時における情報共有」とありますが、平常時と異常時では、かなり立場が、情報連絡等が異なってくると思いますので、今後、地域情報委員会の位置付けを議論する際に、平常時における情報共有の位置付けと緊急時における位置づけをきちんと切り分けて議論しないと混乱するのではないかと思います。

まずは平常時において異常時に対する備えをしていくということが一つの役割になると思いますので、まずはそういう部分を議論したうえで、異常時にも地域情報委員会が対応するのか、それとも異常時は自治体での対応となるのかということ、まずは切り分けて議論する必要があるかと思います。

【平川委員】

全般的な議論ということもございまして、資料後半の地域情報委員会は広域のほうがいいのか、自治体ごとがいいのかという点ですが、平常時において緊急時に対する備えをするということであれば、やはり地域防災計画それぞれの整合というか連携、各自治体の連携というのが非常の備えとしては非常に重要だと思います。

そうすると、この地域情報委員会の役割が議論になってくると思いますが、非常時の備えるということ、重要な役割とするのであれば、自治体間の連携を図るというよりは、1つの広域的な組織にしていくべきではないかなと思いました。

もう1つは、事業者のほうは防災業務計画を持っていますが、その事業者がつくる防災業務計画と自治体の地域防災計画が連携するということが重要だと思います。事業者が地域情報委員会の組織に入るかどうかということは別にしましても、その部分の連携をこの地域情報委員会が担うということが重要かと思います。

【牧委員長】

ありがとうございます。

基本的には平常時の議論の整理だと思いますが、高橋委員もおっしゃいましたように、やはり通常時にできないことは緊急時にはできませんので、その辺りのことも今後考えていくうえで重要になってくると思います。

国との関係で、もっとこういう情報が必要だというようなことがございましたらお願いします。

【太田委員】

国ということでは、私はなかなか分かりにくいんですが、私たちが普段から活動している中で、特に地震防災について発言しているんですが、最近いろんなところから声をかけていただいて、講演会に出席させていただくと、どうしても原子力の分野のお話をさせていただけますかということ、よく言われます。

私たちは原子力についての知識や専門的なことがまだまだ分かっていないので、それについては自治体のほうにお聞きくださいというようなことを言うんですが、国との連携で「住民向け広報における連携」というのがあります。

やはり地域の住民というのは、例えば、国民保護法の関係で国が作成された冊子なんかでもいただくだけで、内容の説明が住民になかなか届いていないというのがあるんですね。それと同じで原子力の部分でも同じような啓発冊子などをいただくんだと思いますが、その内容を地域住民にしっかりと説明して伝わるような内容でお願いできるのが一番よいのではないかと思います。

【牧委員】

ありがとうございます。

分かりやすいだけでなく、ちゃんと説明もということで、国民保護でも、難しいとはいませんが、テロや武力攻撃があったときに、法律の言葉が書いてあっても内容が難しいので、その辺りの説明も含めて、分かりやすい資料を作成してほしいということですが、今のお話を受けて、平川先生、いかがでしょうか。

【平川委員】

今の住民への情報提供の方法ということにも関連すると思うんですが、先ほど高橋委員からも指摘がございました、異常時の備え、防災避難計画について地域間の整合性が必要という観点から広域性というのは重要なんだという指摘があったわけですが、資料1の5頁「設置区域のイメージ(1)」の案1、案2というのは大きなトレードオフとして、広域での意思疎通なり、整合性の取りやすさという点では広域でつくるということはすごく重要なポイントなんですけど、同時に広域でつくられた場合には、個々の地域、住民から見た距離感が遠くなってしまいます。そうすると情報提供、周知徹底ということがどうしてもきめが粗くなってしまいますので、広域で地域情報委員会をつくったとしても、地域にそれを下すような、地域との間をつなぐような、それぞれの道府県なり、市町村なりで別途ランチをつくる必要があるのかなと。そうしないと、単にパンフレットを配るだけではしょうがないという、さきほどの太田委員のご指摘のとおりになってしまうと思いますので、その辺の組織的な取組も必要なのかなと思います。

それから、もう1つ、これは全般的なお話なんですけど、(2)「事業者との連携協力体制」で指摘されているところなんですけれども、規制に属する事項について地方公共団体が一定の役割を担うべきかどうかという話で、特にここでは、2頁に記載されています「規制に属する権限を担うには、専門職員の配置や研修の充実が必要」という点で、実際どうなのかなあという、既に立地地域には、特に福井県には22名もの専門職員がいらっしゃいますので、そういう方々の知見を周辺自治体でも活用できればと思うんですが、実際に専門性を持った職員の方々が地域でどのような役割を果たしているのかについて、具体的なイメージが持てるといいなと思ったんですが、その辺りについて寺川委員からご意見をいただければと思います。

【寺川委員】

まず、規制という考え方なんですが、資料の安全協定項目に「立入調査・確認」～「

措置の要求」が太文字で書かれているんですが、いわゆる地元の自治体で思っている規制というのは、むしろ「核燃料等の輸送に関する事前連絡」「通報連絡・報告」です。きちんと情報が入ってくるという意味で、一番重要なのは平常時にきちんと情報が入ってくることで、それがないと規制が始まらない。そういう意味において「立入調査・確認」は、もし何かあった場合の話、「事前了解・協議」は各県、色々な考え方があります。福井の場合に最初にやったのは、放射能の影響のある施設における事前了解、あくまでも環境に影響がある場合に限り、事前了解を行うということです。

「再開時の協議」については、大きな事故があった場合に、自治体の意見がどこにもないのはおかしいのではないかという話であります。そういう意味で一番重要なのは、規制ということ、が本来の規制であって、規制に属する権限を地方公共団体に残すのかどうかというのは、地方公共団体の役割というのが今、はっきり言って各県でバラバラです。それから役割があるのかないのかという議論もありますので、ここが非常に難しい形になると思います。

もちろん、安全規制がいわゆる法律に基づいて行うものとそれ以外のものという話になってくるのかなと思います。県は法律に基づいてやると、地元は地元としての意見をどのように吸い上げていくかというところの規制という話になってくるのかなという気がします。

【牧委員長】

ありがとうございます。

論点(1)から(2)へとだんだん議論が移ってきているんですが、まず(1)の国との連携協力とうところで、寺川委員がおっしゃったのは、各県の役割がバラバラであるところを、国として統一というか、自治体の役割というのをもっと明確にしてほしいというのが、論点(1)であるということによろしいでしょうか。

それから論点(1)から(2)へ行こうと思うんですが、もう一度、(1)の整理ですが、「住民向け広報における連携」ですが、(2)の議論とも関係するわけですが、自治体の専門職員が住民に説明されるという場合に、福井県の場合はどのような役割を担っておられるのかということをお寺川委員にお願いできますでしょうか。

【寺川委員】

環境モニタリングであれば、モニタリング結果については市町村の環境部局の職員を集めて、定期的に説明会等を行うという形で周知徹底を図るという形でやっております。その他に何かあれば、県が説明をするという場合もあります。市町村の議会で説明をするという場合もあります。

基本的には、専門職員の半分以上がモニタリングです。原子力の行政側で専門職員というのは、こんなにたくさんはおりませんが、いわゆる事業者から来る情報を的確に理解できるかどうか。理解できなければ広報も何もできないことになってしまうので、その点に重要性があるということになります。

したがって、福井の場合にはもともと県が事故などの発表を全部しております。県独自で発表しているということです。したがって、県単独でやりますので、マスコミは県のほうにきます。当然、理解しないと発表できないということがございますので、そのようなところで、専門職員が県民への広報の第一線に立つという形でやっているのが実態です。

【牧委員長】

ありがとうございます。

1点だけ質問ですが、やはり、理解できないと説明できないということですので、専門職員がいないという状況で、原子力の仕事を進めていくことは難しいという理解をしてよろしいか。

【寺川委員】

それは、人によっていろんな意見がありまして、例えば、そういう情報提供や記者発表を行う場合には、事業者の発表に県が同席するという形で、県への質問と事業者への質問という分け方をして回答するという場合もあります。

【牧委員長】

論点(1)の非常に重要な点だと思うんですが、国に対して福井県の専門職員が担っているような役割を果たしてくださいというふうなことを言うのか、言わないのかというのが1点あるのかなあと、これは論点(2)とも関係があるので、のちほど議論をすればとも思いますが。

【寺川委員】

追加なんですが、「平常時における規制活動等の情報共有」や「原子力政策に対する地方の意見聴取」などは、安全対策なのか原子力政策全般の話なのかということについては、これを言うと国との間でかなりの論争になってくると思います。住民向けの広報といっても、中身を説明するものと、異常時やトラブルなんかの説明について、事業者、国、地方公共団体の住み分けのようなものがどこかにあるかなと思います。そういう意味で、こういう書き方だけで中身が分かるのかなというのは気になります。

【牧委員長】

「平常時における規制活動等の情報共有」「原子力政策に対する地方の意見聴取」「住民向け広報における連携」について、もう少し具体的にどういうことをお書きになっているのかということ、少しご説明いただければと思います。

【事務局】

資料に書きましたポイントにつきましては、資料2でご提示しております、この11月に秋の政府提案で国に提案をしていこうとしている中で、具体のイメージをあらかじめ

持っておきたいということでございます。政府提案は、総論的な内容にしておりまして、情報共有等について法定化が必要ということと、そのための組織の法定化が必要ということが2点の大きなポイントとなっております。

総論的なことだけ言ってもリアリティがないということもあり、かつ、私どもにはこれまでの歴史であるとか経験がない中で議論しているということがございまして、先ほど寺川委員からもございましたように、まず分からないところが多いということもございします。

そのような中で、特に国との関係につきましては、これまで特定事象に係る通報以外にはルールがなかったということもありまして、具体的なイメージができないところもございまして、これからやっていくのであればどういう視点があるのかなあというところを記載しておりますので、具体のイメージなどにつきましても委員の皆さまのご意見をいただければと思います。

【牧委員長】

寺川委員、何かご意見がございしますか。

【寺川委員】

結局、どういう場合に連携協力していくのかという話がよく分からないところがあって、原子力防災という観点で連携協力をするというのであれば、そういうまとめ方があるんじゃないかという気がします。

【牧委員長】

それでは、そろそろ論点(2)に移っていこうと思います。(1)と非常に関係があると思いますので、(1)にも戻りながら結構ですので、論点(2)「事業者との連携協力関係」の議論を進めていきたいと思います。これは先ほど寺川委員がご指摘くださいましたように、各地の安全協定で個別に決めている内容を統一する、これは自治体の役割を明確化するということだと思いますが、特に資料に下線を引いておりますように、規制に属する事項について、今後も地方公共団体が一定の役割を担うべきかどうかについて考え方を整理するというので、そういう役割を担うということは県民の方に対して自治体が責任を負うわけですから、当然、専門家が必要になるということになりまして、かなりの人数を各自治体置いておられます。

そこまでやるべきか、それとも前回のフランスの制度の議論で言いますと、規制というよりもリスクコミュニケーションの担い手というのが、フランスの地域情報委員会のイメージであったと思いますが、どちらがいいのかということについて、これは特に滋賀県という立場での議論でいいんでしょうか。

幅広にということでございましたが、立地県とは少し違うのかなと思いますし、滋賀県という立場でまずは議論を始めさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

【寺川委員】

1つあるのは、フランスの地域情報委員会は、1つのサイトに1つだったと思うんですが、地域も狭いですから実際に成り立っているという形なんですけど、組織がたくさんできた時に、実際に事業者が対応できるのかという問題が出てくると思います。そういうことを考えれば、地域情報委員会のような組織を考えていくのであれば、市町村単位でやって、広域は広域で、あるテーマに限定してやられたらどうでしょうかということなんです。例えば、原子力防災なら原子力防災に限定して、広域の地域情報委員会的なものをやるとかですね。そうしないと、テーマによって、まったく意見が合わないとかですね、ということになってしまうと思いますので、むしろ、こういう事業者との関係もですね、広域、それからせまい地域という形で、テーマも分けたほうがいいんじゃないかと思います。

【牧委員長】

テーマというのは具体的にいうと、「稼働」ということと「環境モニタリングの結果」であるとか、どういうイメージでしょうか。

【寺川委員】

地域情報委員会の役割は、地元の、あるいは地域の意見を直接に申し上げるというのが役割であると思いますので、そういうものであれば非常に広い範囲で意見を聴取するというのであれば、原子力防災についての意見聴取だと、意見を聞くための委員会をつくろうと、そういう話になってくると思いますので、例えば、環境モニタリングの結果のごく一部についての報告であれば、そういうものはむしろ個別に小さな規模でやっていけばいいんじゃないかというように思います。

【牧委員長】

地域情報委員会的な組織については、全般的な意見、要するに原子力発電所の稼働など、そういう全般的な意見聴取の場としてとらえるべきということでしょうか。

【寺川委員】

テーマを広くしないと、個別のテーマではなかなか難しいのではないかと思います。

【高橋委員】

私もそう思います。

先ほど、広域とランチをつくっていくという話もありましたが、広域でつくるのは広域でつくるメリットがあるから成立するんだと思います。そうしますと、防災などではやはり広域で議論したほうがよいのであれば広域でつくった方がいいんですが、その委員会をつくった場合にすべての権限がその集約されるわけではないということで、やはり自治体としての役割もございますので、委員会と個々の自治体との役割分担、ここも重要になってくるんだと思います。例えば、論点(2)の「原子力発電事業に対する地方

の意見聴取」は、国との関係の論点（１） 「原子力政策に対する地方の意見聴取」と同じ位置づけで、安全・防災というのは、原子力発電の政策そのものに関わってくるのかと思います。これは広域で話をするべきなのか、あるいは、自治体の役割として議論すべきなのかということがあります。そのような意味で、論点（１）（２）は、その主体が自治体なのか地域情報委員会的な組織なのかが明確に分けられておりませんが、その切り分けがないと議論するときのイメージがごちゃごちゃになってかみ合わないかなと思います。

【牧委員長】

議論を進めていくうえで、２点ほど定義の確認をしたいんですが、寺川委員と高橋委員が「防災」とおっしゃるときには、何か事があったときに具体的な「避難」、県が示されている４重の安全対策でいうところの４つ目の対策というお考えでおっしゃっているのかどうかということと、私などは、「防災」というと、１つ目の対策（プラントの安全性）なども「防災」に入ると思うんですが、その点について、議論を明確にするために確認させていただきたいのと、もう１点は事務局にお答えいただきたいんですが、高橋委員がおっしゃった「原子力政策に対する地方意見の聴取」や「原子力発電事業に対する地方の意見聴取」については、高橋委員のご理解では、今後原子力発電があるべきか、どうあるべきなのかということも含んでいるという理解でよいのかどうか確認をさせていただきます。

【寺川委員】

私は、今考えられている原子力防災という意味で、いろんな防護措置が必要な事項と、それに対する対応という意味で発言しています。

それから論点（１）にある、異常時における情報共有というのは、少し小さい異常時の対応の話かなというふうに思っています。

【高橋委員】

私のイメージでは、事故時に対する備えを含めて、防災活動というふうに認識しています。逆に、事故時にどうするかというより、事故前における事前の準備のほうが重要ではないかなと思っております。

【牧委員長】

ありがとうございます。

要するに事故を起こさない、それから起きたときにどうするのかということも含んだうえで、防災対策という理解をさせていただきたいと思います。

【平川委員】

確認ですが、防災の事故を起こさないようにするという備えの中には、稼働に関する判断も入り得るのかどうか、そこは現状においては稼働に関する判断は、単に防災上の問題

ではなくて、エネルギー、原子力政策をどうするのか、脱原発という話まで含めて稼働・再稼働の話が入ってきてしまっているのです、そこはかなり切り分けが難しいと思います。

ロジカルに考えると、稼働するかしないかというところに防災上の観点というのは入り得るので、やはりそこは防災なのかなと思いつつ、切り分けが難しいなと思いますが、いかがでしょうか。

【高橋委員】

私の考えですと、エネルギー政策をどうするかはともかくとして、再稼働という意味では、防災体制ですね、原子力事業者が防災体制をきちっと取っており、防災業務計画も法律上のものがきちっとできておりという部分についての判断というものが、地方自治体といいですか、地域情報委員会の中で議論ができており、不十分であるということであれば、それを事業者に言っていく。それが稼働に反対ということになっていくのかどうかは分かりませんが、防災に関しては少なくともそういう事業者に対するアプローチというものもあると思います。

【寺川委員】

再稼働の話と、ここで言っている話というのは合うのかなというのはあるんですけども、安全協定にも再開時の協議というのがあるんですけども、これはあくまでも事故を起こした発電所の運転再開という観点で規定されている話なので、再稼働の話とはまるっきり違う話です。

ですので、再稼働になると、協議会でいろんな議論をしていくとかですね、そういう話とは違うのかなという感じはします。

【牧委員長】

私はかなり、すっきりしたんですが、この委員会の議論のターゲットですが、一番初めから安全性の話と必要性の話がありますが、あくまでもここでは安全性の話について議論をするということでしたので、原子力の電力が必要かどうかということではなくて、安全かどうかという観点で議論をしましょうということになっています。

したがって、安全性という観点から「防災」という言葉を使っているという理解で議論を進めたいと思います。

それでは、国や事業者の「意見聴取」といったときの具体的なイメージについて、事務局から説明願います。

【事務局】

国や事業者における「地方の意見聴取」をどう考えるかということですが、組織ありきの話ではなくて、要するに住民の皆さんの原子力に対するいろいろなご意見を受け取る、または意見をいうための組織が今のところ何もないということがありますので、それをどういう形で担保するといえますか、組み立てていって、自分たちの意見、基礎自治体、あ

るいは県が入るという形で、国あるいは事業者との間で情報共有化して、それを住民の皆さんにどのように伝えていくかと、その辺りを意識しながら、そのための組織の組み立てをどうしていくのかというイメージで書いております。

【牧委員長】

要するに、意見を吸い上げる項目はともかくとして、国または事業者に対して意見を申し上げる場というのが、まずはプラットフォームというか、現段階として必要であろうということで、そこで何をいうのかというのは、今のところは検討してなくて、この場でご意見をいただければということで理解をさせていただきます。

それで論点(2)の議論ですが、傍線部分のところで、滋賀県として立入調査・確認であるとか、事前了解・協議であるとか、再開時の協議などについて、ものを申す体制を持つべきだと考えるのか、それとも立地県ではないので、県民に対してリスクに関する情報がきちり出るような役割を事業者と結ぶべきと考えるべきかについて、どう思われますでしょうか。

【太田委員】

どちらかといえば、後者のほうがいいんじゃないかと思います。あまりにも30km圏内、そしてもう少し広い範囲もあるんですが、今の段階で規制に属する項目まですぐに行かないほうがよいかと思います。

【寺川委員】

これは、安全協定なのか、法的な形にしてしまうほうがよいのかという議論かと思いません。

安全協定はあくまでも紳士協定であり、福井県では「公的契約」と呼んでいたんですが、あくまでも事業者との間の一対一の契約ということになりますので、いろんな政策であるとか規制に絡むことまで協定の中でやっていくというのはなかなか難しいのではないかと。むしろ、逆に国のほうが意見を聴く対応を法定化するか、いろんな形でつくっていくという方向で、こういう問題は対処したほうがいいんじゃないかと思います。

事業者との関係というのは、あくまでも平常時からいろんな情報がきちんと入ると、事業者がちゃんと情報を公開していくと、それを地方がそれを確認することができるということが一番大事だと思います。

【牧委員長】

先ほど、寺川委員は、項目、 のような連絡・報告が「規制」だとおっしゃいましたが、滋賀県としては、 ~ まで協定の中で明確化するよりも、国との関係の中で、情報がうまく提供され、それを理解し、さらにそれから住民の方とコミュニケーションが取れるような体制を構築することがいいのではないかなというご意見でございました。

それでは、論点(3)の議論に入りたいと思います。(1)(2)との関係もごさいます。

連携協力関係の担い手として、ここから非常に具体的な話になるわけですがけれども、「(仮称) 地域情報委員会(日本版C L I)」の体制についてどうあるべきか。先ほどからも、いろいろ意見が出ておりますが、資料1の4頁から6頁の図が議論の題材となります。

もう一度確認ですが、6頁の図が一番分かりやすいかと思いますが、フランスのC L Iは案1、案2のどちらの形だったでしょうか。

【事務局】

フランスのC L Iは案1のイメージで、C L Iと国と事業者は別組織だと理解していません。

【牧委員長】

そうすると案1が、前回、城山先生にご紹介いただいたフランスのC L Iの姿ということですが、国情報の共有という観点から、どういう形がいいのかということが1つの論点になるということと、もう1点は、安全協定の規制に属する事項について、今後も地方自治体が一定の役割を担うべきということであれば、あくまでも対立関係というか、しっかりとものを言える体制というのが必ず必要かと思うんですが、ただ、知事がおっしゃったように、情報共有という場合にも、責任を持って必ず出してもらおうというときに、そこも踏まえた上で、組織の形として案1、案2のどちらがいいのか。

それからもう1点、非常に重要なことで先ほどから議論になっていますが、5頁の案で、広域的なものがいいのか、それとも自治体ごとに設置するのがいいのか。この自治体ごとに設置という場合は、フランスの場合は原子力発電所ごとに設置ということでしたが、日本の場合は、自治体ごとだとたくさん出来すぎますから、その論点になるのかもしれませんが。

国との連携関係、事業者との連携関係における、これまでの議論を踏まえて、組織のあり方についてご意見を伺えればと思います。

【平川委員】

まず資料1の6頁にあります国・事業者との関係で言いますと、案1(国、事業者とは別組織)のほうがC L Iの役割としては力を発揮しやすいのかなと思います。1つは、国、事業者が入った形での何らかの委員会としての意思決定をしようとする、国、事業者との調整にかなり時間がかかってしまうし、また、なかなか折り合いがつかないこともかえって増えてしまうのではないかと思います。地域情報委員会はまさに地域に根差しているという観点で、まずは地域の意思を示す。それを国や事業者に対して提示していく、そのような役割をしていくうえでは、やはり案1の形がよいのかなあと思います。

それからもう1つは、広域との関係で言いますと、住民との距離感という点では、広域で組織をつくったとしても、地域レベルのブランチ組織というのは別途必要なのかなと。あるいは、それは委員会としてやるのか自治体がやるのかは分かりませんが、いずれにしても、地域と広域のC L Iとをつなぐ役割が何らか必要なんだと思います。

先ほど、寺川委員がおっしゃっていた地域レベルでの話と広域レベルの話でテーマを切り分けていくということにも関連しますが、そのような2段階の仕組みが大事なのかなと思います。

あるいは、それぞれの都道府県の中で、例えば、長浜市、高島市の地域での組織があり、その上に県としての組織があり、さらにその上に広域のC L Iという3段構えになるのかもしれませんが、重層的にやらないと地域住民との距離感というのは、難しいと思います。

もう1点は、確認というか問題提起なんですけど、資料2「秋の政府提案」に入っている文言で「住民意見の反映」というのがありまして、先ほども申し上げました意思決定の話なんですけど、C L Iの中で行う意思決定と、議会なり行政として行う意思決定との関係を整理しないと、例えば、C L Iの場で決定したことがある種の拘束性を持ってしまうのかどうか。

さらに言えば、住民意見の反映というと、住民の中にはいろんな意見があるので、意見の広がり、違いというものを、そのまま国や事業者に伝えていく、あるいは他の府県に対しても伝えていくという役割が重要なかなという気がしまして、C L Iの中で行う意思決定というのはどういう意思決定なのか、そしてそれは、都道府県や広域連合における意思決定との関係をどう整理するのかということの問題提起しておきたいと思います。

【高橋委員】

少し気になるんですけど、C L Iの役割が意思決定機関なのかどうかという議論をきちんとしないと、よく分からないんじゃないかと思います。意思決定機関だということになると、なかなか難しいなと思います。各界のいろんな方々がそこで意見を述べるという話と意思決定機関であるということは大分違うと思いますので、それによって内容は変わると思います。

【平川委員】

議会や行政が行う意思決定とは区別しないといけないと言ったのは、C L Iで行う意思決定というのは、いわゆる意思決定、合意形成ということではなくて、むしろどういう意見があるのかということを経験して、もしそこで意思決定があるとしたら、とりあえずこれがこの地域での住民意見ですね、意見の広がりですねということを経験して、それをこの地域の意見の広がりとして見せる。

そういう意味で意見としての合意をするというよりは、意見の広がりを見せ方を合意するというようにして、議会や行政での意思決定とは区別したほうがよいと思います。

【牧委員長】

私の理解では、C L Iにおける意思決定というのは、こんな意見からこんな意見までありましたという議事録を作成して、そこに合意のサインをするという、そういうイメージでとらえてよろしいでしょうか。C L Iの意思決定というのは、合意という言葉がいいのかもしれませんが。

【高橋委員】

その際に気になりますのは、資料1の4頁（連携協力体制の法定化イメージ）では、原子力事業者と安全協定を結ぶ主体として、C L Iが示されているんですが、今の合意という形ですと、この安全協定を結ぶ主体となれるのかどうかという議論が出てくるかと思えます。

もし、安全協定を結ぶのであれば、結ぶということをC L Iで合意しなければ結べないと思えますので、ゆるやかな合意ということでは、安全協定を結ぶ主体となるのは難しいのではないかという印象があるのですが。

【牧委員長】

そうすると、安全協定の内容が、何かがあった場合には情報提供をするということであれば、先ほどの意見の広がり分布を見る合意という観点でもあり得るのかなあと思うんですが。

いわゆる規制のような政策的な意思決定を行うということであれば、C L Iが安全協定の担い手というのは無理があるのかなあとは思いますが。

【高橋委員】

今、おっしゃられたようにどういう情報の提供を受けるかということの調整というものであればあり得るのかなあという感じはしますが、規制に関するような内容は難しいのではないかと思います。

規制に関するような内容のものは、これまでどおり自治体ごとの個別の対応になると思えます。

【太田委員】

前回の会議の際に柏崎の地域の会の取組例が紹介されていましたが、柏崎ではどのような活動をされているのか分かりますか。

【牧委員長】

資料4に柏崎をはじめとする各地の取組事例がまとめられておりますので、事務局から説明いただけますでしょうか。

【事務局】

「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」という組織がございます。この会員は、柏崎市、刈羽村に在住し、各種団体が推薦した方ということで、住民の方々が主体となって運営されています。この団体の中に行政や事業者が参加しているということでは、現在のところはありません。

ですが、同じテーブルに国や事業者と一緒にいて、ここで議論して、最終的に住民意

見などを提案するといったことが行われています。

【牧委員長】

そうすると、法律的に何か協定のようなものがあるということではなくて、国と事業者がそこに呼ばれて出席するが、義務ではないということによろしいですか。

【事務局】

法定化されているわけではありませんが、月に1回開催されることが決まっており、議事録を見ますと必ず月1回開催されています。

【太田委員】

先日、柏崎の防災訓練に参加して少しその話を聞こうと思ったんですが、皆さんお忙しそうで聞けなかったんですが、住民の反対の声が大きくて、なかなか機能しないんだというようなことは聞いてきたので、どうなのかなと思い質問しました。

【牧委員長】

地域性の議論ですが、広域的な組織がよかろうと、ただ、広域的組織の下に当然ランチがないと住民の意見は吸い上げられないだろうというのが平川委員のご意見でしたが、他にありませんでしょうか。

【寺川委員】

まず安全協定は外したほうがよいのではないのでしょうかという話です。

安全協定を考えていくといろんな面でややこしくなってくるんで、あくまでも防災という観点に立てば、必要な情報は法律で担保されるという形に持っていけないとおかしいと。

そうすれば、距離であるとかいろんな話も全部クリアになってくるはずですし、実際にそのほうが、事業者も問題なく、抜け落ちなくやっていけるということになりますので、安全協定というのは、一旦頭から外して、まずは入るべき情報が法律で担保されるという形にもっていくのがベストではないかと思います。

【牧委員長】

この場ですべての結論をというわけにはまいりません。この委員会はあくまでも県の専門委員会ということで、県に対してこうあればという基本的な知識を提供するというものなので、こうあるべきということを決めるものではありません。

これまでの意見のほかに何かございますでしょうか。

【事務局】

今、寺川先生がおっしゃった安全協定の部分をどうすべきかという点ですが、我々も基本的には安全協定がいろいろあって、いろんな形の安全協定が結ばれているという観点か

らすれば、その協定項目の内容は基本的に全国一律に法定化すべきではないのかと。そういうスタンスで今回の資料を作成させていただきましたので、そのような意見もいただければありがたいと思います。

【牧委員長】

すべて結論は出せませんが、どの辺りの項目までは法律で担保されるべきかということについてご意見がございましたら。

【寺川委員】

原子力規制法でいくのか、原子力災害対策特別措置法でいくのかで変わってくると思いますが、基本的には「核燃料等の輸送に関する事前連絡」、それから平常時、異常時の情報連絡については法定化して、確実に情報が入ってくるという形にすべきではないかと思っています。

【牧委員長】

確認をさせていただきますと、異常時の情報、それから平常時の情報、核燃料等の輸送に関する事前連絡という、この辺りは確実に法定化をすべき事項であろうと。それ以外の項目については安全協定ということになるのでしょうか。

【寺川委員】

安全協定に規定されているままの規定では法律にはなじまないんじゃないかと思っています。ただ、立入調査や事前了解・協議などについて、どのように入れていくかというのは、規制というか法で許可を出す時の話などいろんな話になりますので、全体の中でどこまで入れることができるかということは大きな問題だと思います。

実際には、非常に大きな事案の場合には、事前に自治体の意見を聴くとか、そういう形で法定化されれば、いわゆる規制に属する項目も対象になってくると思います。

【平川委員】

C L Iを広域でつくって住民意見の反映という役割を果たしていくときに、出てきた様々な住民の意見というものをどこで反映させるのか、具体的にどのレベルでの意思決定に反映していくのか。

都道府県での意思決定なのか、それとも国レベル、規制委員会レベルなのかは、扱う案件によって、様々なレベルがあるんだと思うんですが、その区分をしっかりとしないと、特に広域で組織化したときには、自治体間のことでも広域のC L Iが扱うことになり、自治体間の調整が必要な場合も出てくるので、意思決定の仕組みとC L Iの仕組みの間の有益な関係というの、ちゃんと設定しないと、広域のC L Iで出てきた意見が結局どこの反映されるのかがよく分からないんです。

特に住民の視点から見ると、意見は言ったけど、どう反映されるのか分からないとなる

と参加する意欲もなくなってしまって、実質的に防災に向けての協力体制をつくる时候にも、地元の参加意欲がわからないということにもなりかねませんので、その辺りを有機的に結び付けるメカニズムを、かなり最初の段階から考えておかないといけないと思います。

【牧委員長】

それでは、この辺りで一度まとめさせていただきまして、それで問題ないかということをご議論いただきたいと思います。

1点目、国との連携協力ということでございますが、資料に記載のものに加えて、自治体の役割というものを国のほうで明確にさせていただきたいと。各県ごとに安全協定の内容が異なるなかで、自治体がどこまで行うのか、自治体は実際の責任としてどういう役割を担うのかということについては明確にする必要があるというご意見が、一番目にございました。

それから2番目の事業者の連携関係ということですが、いわゆる政策決定や規制に関わるようなことについては、そこまで自治体がやる必要はないのでは、むしろ、いわゆる安全に関わる情報をきっちりと提供してもらえようような仕組みをつくるということが重要ではないだろうかというご意見がございました。

それから、自治体と住民に必要な情報が確実に届くような仕組みを法律でしっかりと定め、情報がしっかりと入ることを担保するのがまずは一番重要ではないかというご意見がございました。

それで、情報の具体的内容については、平常時の情報、異常時の情報、それから核燃料等の輸送に関する事前連絡、こういったものについては法律で担保してきちんと情報が出るということを実践にすることが重要であろうということ。

それから、そういった情報を住民の方々はどうやって理解していただくか、そのための組織というのは必要であろうと。その組織をどう組むのかということですが、1つにはエリアの広さという観点からすると、広域でいいんだろう。ただし、広域といっても、その下に地元ごとのブランチをつくらないと、住民の間に距離感ができて、なかなか伝わるものも伝わらないだろうというご意見がございました。

それでは、広域 - ブランチ型の情報共有機関、日本版C L Iができた場合に、当然、各自治体ごとの理解なり、行政庁というのは当然、意思決定をするのですから、各自治体における議会等での意思決定と日本版C L Iをいかに有機的に連動させていくのか。すごく難しい課題だと思いますが、この点については検討しておかないと、リスクコミュニケーション機関だといっても、その信頼性なり、そこでどんな意見を言っても、全然意思決定に反映されないということでは、言ってもしょうがないということになってしまうのではないだろうかということ。

それから、情報というのは安全協定とは別に法定化され確実に担保されるという条件の中で、C L Iは安全協定を結ぶ主体として考えないほうがよいのではないかというご意見がございました。

これまでのところで、何か抜けているご意見やまとめ方が違うというようなことがござ

いましたら、ご発言願います。

あと議論しなかったのは、C L Iで何を議論すべきかということですが、先ほど、先生方に「原子力防災」という言葉の定義について確認させていただいたときに、安全性の問題であるというふうにおっしゃったんですが、ここで議論すべき問題というのは、あくまでも安全性というイメージでよろしいですか。

【寺川委員】

安全規制という、いわゆる安全問題に特化したほうがよいと思います。

他の話になれば、参加いただく組織もまた変わってしまうと思いますので、そこはなかなか難しいと思います。

【高橋委員】

私も、基本的にこれは安全性の議論だと思います。組織の大きさの問題もありますが、広域でつくることのメリットということを見ると、やはり安全性、防災ということになる。政策的なことを議論するのであれば、もっと別の組織になると思います。

【平川委員】

このC L Iの案の範囲内では、安全性の議論、防災や減災という話に絞って、もう1つ別の必要性の話については別途ちゃんと考えていく必要があるんだろうなと。これは防災体制とはまた別の形で、エネルギー政策、原子力政策をどうするかというのは、これから日本全体としてやっていく必要があるんだと思います。おそらく、これを実際に機能させるためには、あえて切り分けないとなかなか議論が前に進まない。いろんな問題がごっちゃになってしまって、進むべきものも進まないの、切り分けるというのは非常に大事なんですが、同時に切り分けてしまうと一番肝心な問題を議論しないじゃないかと不満に思われる方もいらっしゃると思うので、そうした問題はちゃんと別にここで扱うんだという道筋を示すことが、こういうことを考えていくうえでは大事なかなと思います。

【牧委員長】

ありがとうございます。

先ほどおっしゃった、議会などとの有機的な関係の中で、そういうことは議論すべきという理解でよろしいでしょうか。

それでは、最後のまとめですが、あくまでも連携協力体制の担い手としての地域情報委員会というのは、安全性の問題について議論をする場であるほうが望ましいであろう。ただし、当然必要性の問題というのはございますから、そこは別途議論する必要があるというご意見であったと思います。

他に何かございますか。

【高橋委員】

先ほど、委員会での議論がどういうところに反映されていくかということが明確になっていないと機能しないというのは、本当にそうだと思います。

資料1の4頁(連携協力体制の法定化イメージ)のところを見ますと、委員会があって、ここには国との情報共有や安全協定の法定化とありますが、そういうことを抜きにしても、国や事業者に意見を出していくとともに、ここでの議論はやはり自治体のほうにも、地域情報委員会での議論が反映されていくということを明確にしておいたほうがいいのではないかと思います。地域防災計画に反映していくという意味では、ここの委員会での議論が各自治体の地域防災計画に反映されるという、実際に反映されるかどうかは議論がありますが、少なくとも意見として出していくという位置づけを明確にされたほうがいいのではないかと思います。

【牧委員長】

非常に分かりにくいといったらあれですが、非常に情報が入手しにくい、または分かりにくいことから、この委員会でまとめて、その情報に基づいて各自治体の政策に反映する、ただ、最終的な意思決定は各自治体が行うことだとは思いますが、防災のイメージでいうと、滋賀県は滋賀県で被害想定をする、それから、京都府は京都府で被害想定をする、まず、どんな被害が起きるのかということをやって、対策というのもしろいろあって、それをデータベースというか知恵袋のような形で、このC L Iという委員会が存在して、その情報を取れば、各自治体の防災計画なり、想定被害がある程度分かるというというイメージで、「知恵袋」であると。

そうすると先ほどの各自治体で専門職員を抱えるのは難しいのかなということも、ここに専門知識を持った人たちが集積していれば、それで代替できるといくこともあるんじゃないでしょうか。

【寺川委員】

あまり、専門、専門といとなんか難しいんですが、何を求めるかというところがはっきり分かっているならば、特に専門職員でなくても十分やっていけるんじゃないかと思います。

【牧委員長】

ありがとうございます。

専門職員とまではいなくても、「知恵袋」というイメージについては了解していただけますでしょうか。

そのようなことで、安全性を議論する機関であり、それについての情報が集積している「知恵袋」のような委員会としての日本版C L Iというのは、あるんじゃないかというようにところでまとめてさせていただきたいと思います。

他に何か、よろしいでしょうか。

それでは意見も出尽くしたようでございます。それから時間も大分迫ってまいりましたので、議題1についての議論はこれで終わりにさせていただきたいと思っております。

(2) 大飯発電所における安全対策の現地確認結果について(報告)

【牧委員長】

これから、議題2に入らせていただきたいと思います。資料5でございます。

去る10月16日に、京都府と合同で実施いたしました大飯発電所における安全対策の現地確認につきまして、私と滋賀県のほうからは竹田委員が代表して参加してまいりました。

本日は、竹田委員がご都合によりご欠席のため、私の方から結果の概要について、ご報告を申し上げます。

当日は、13時30分から15時30分まで大飯発電所にまいりました。まいりましたのは、私と竹田委員に加えまして、京都府の原子力防災専門委員の三澤 毅先生でいらっしゃいます。

まずは全体説明をお伺いさせていただきまして、関西電力のほうから説明を受けました。

今回、お伺いした趣旨ですが、9月末までに完了する予定であった対策について、状況を確認するとともに、進捗の取組状況を確認いたしました。

7月の段階で京都府が先に確認をされておりましたので、それ以降に完了した5つの項目ということでございます。

1つ目が外部電源システムの信頼性の向上ということで、外部電源が途切れないような対策というのが、どういうことが行われているのかということを確認いたしました。

これは現地というわけではございませんで、鉄塔基礎盛り土の崩壊ということですので、そこに行ってというわけではありませんが、関西電力のほうから資料により説明を受け、対策を実施されていることを確認いたしました。

それから、復旧手順を定めたマニュアルを整備し、必要な資材を確保ということでございますが、これについても確認をさせていただきました。

次からが現地で確認をさせていただいた事項でございますが、水密扉、これは場所を言いますと自家発電機のところですが、すごく大きな金庫のような水密扉に変更されていることを確認させていただきました。

それから、可搬式ポンプ等浸水時の排水機能の確保ということは、車のポンプ車でございますが、これを新たに設置されているのと、そのポンプ車につなぐ管路の整備を実施されていることを確認いたしました。

3号機浸水口の津波による漂流物防護柵の強化ということで、3号機に入る手前に大きな鉄のゲートのようなものを設置いたしまして、柵の間がすごく大きいんですが、あくまでも車がぶつからないようにということですので、車がすり抜けるような隙間ではありませんし、非常に頑丈な構造物であることを確認いたしました。

それで、委員の講評ということでございますが、各項目について、計画に沿って実施されていることを確認した。また、ハード対策に合わせてマニュアル化、訓練等のソフト対

策、シビアアクシデント対策も含めての徹底を要請いたしました。

それから免震事務棟でございますが、これはまだできておりませんが、どこに建てたらいいのかということで、現在、ボーリング調査が実施されております。それから防波堤のかさ上げ工事が行われていることを確認いたしました。

それから、実施すべき項目については、できる限り前倒して実施するとともに、引き続き、安全確保対策の徹底を要請いたしました。

竹田委員は、本日ご欠席でございますが、2つの点についてコメントをいただいております。

- ・水密扉等を見せていただき、浸水対策のハード面については大丈夫だと確信した。しかし、重要なのは、ハードとソフトの組み合わせであり、どのように管理しているかがポイント。そのため、SBO（Station Blackout 全電源喪失）等のシビアアクシデントに対応する訓練や手順書の作成などの対策も必要である。また、手順書の作成に対しては、時間軸を考慮に入れ検討することが必要である。
- ・テロ対策が必要であり、特に核テロ対策は特に重要であるが難しい部分である。

以上のコメントをいただいております。

私もやはり、テロ対策、警備はしっかりなされているんですが、テロ対策というのは非常に重要な問題であるという感想を持ちました。

施設に入る前にトンネルがあるんですが、トンネルの入口と出口に設置されているゲートもしっかりしておりますが、テロ対策は重要だろうと思います。

それからもう1点ですが、免震重要棟の建設というのは、まだボーリングの段階で、どこに建てるのかということが検討されている段階ですが、災害対応の拠点となる場所でございますので、はやく整備される必要があるという印象を受けました。

以上でございます。

何かご質問はございますでしょうか。

ご質問もないようでございますので、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思っております。

マイクを事務局にお返しいたします。

(3) その他

【知事】

それでは最後に、コメントなり、今後の方向を少しお話させていただきたいと思っております。

ご熱心に議論いただき、ありがとうございます。

そもそも組織論というのはかなり茫洋とした議論になってしまうかもしれませんが、今日、明確におまとめいただいた論点がございます。という中で、今日のご議論が一層活き

ていきますのは、資料2の6頁を改めてご説明させていただきたいと思います。

地方自治体等が参加する安全体制づくりに関する附則・附帯決議ということで、原子力規制委員会設置法の（政府の措置等）附則第6条第8項に、今日のような議論が活きていくと期待をしております。「今回の東日本大震災を踏まえて、地方公共団体に対する原子力事業所および原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされており、ここに今日、ご議論いただいたような安全協定なり、あるいはC L Iのような情報委員会が位置づけられてくると理解をしております。

私も原子力に関する法令について、そんなに詳しいわけではないんですが、地方公共団体なり住民という言葉が入ったものは極めて少ないんじゃないかと思っておりますので、このところが、今日の皆さんのご議論を大いに反映させていただける部分だと思っております。

併せて、6月15日に衆議院の環境委員会のほうで附帯決議がなされております。ここは繰り返しになりますが、読ませていただきますと、「地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討し、必要な措置を速やかに講ずること。」

これが6月15日の衆議院附帯決議でございます。

そして、その後、6月20日の参議院になりますと、より具体的になってまいります。

確認させていただきますと、「従来からの地方公共団体と事業者との間の原子力安全協定を踏まえ、また、原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、本法施行後一年以内に地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制を整備するとともに、本法施行後三年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずること。」

という形で、国のほうで受け止めますよという受け皿を、こうやって附則や附帯決議でつくっていただいているわけでございます。ここに対して、もちろん福井をはじめ、これまでの14道府県というのは十分準備ができていますと思っておりますが、私ども隣接のところは、これまで準備ができていないので、今回、こうして専門委員会でも、ご議論いただいているわけでございます。

私どもも、いろいろと勉強させていただきながら、特に今日の資料4にありますように、各地域の地元連携のための組織設置状況なども、全国の事例を調べさせていただいております。

また、11月29日に長浜のほうで、「原子力発電所情報の透明性」ということでシンポジウムを計画しております。こちらには、先ほど話題になっておりました柏崎の地域の会の方にも参加いただきながら、より一層今日のようなお話を具体的にイメージできるように、地域情報委員会というのは、地域の方に参加していただかないと始まりませ

るので、少しずつ蓄積をして、実績をつくっていけたらと思っております。

本日は、資料も不十分なまま、なかなかリアリティの湧きにくい議論になったかと思いますが、改めて、大変大事な仕組みについてご議論いただきまして、感謝申し上げます。

このあともまた、それぞれご意見をいただきますようお願い申し上げまして、私のほうからの最後のお礼のあいさつとさせていただきます。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【事務局】

お疲れ様でございました。ただいま、知事が申し上げましたように、さらに委員の皆さまのご意見を頂戴する場合には、改めて委員会の開催をお願いさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第3回滋賀県原子力防災専門委員会を終了させていただきます。